

	森を生かす区域 (条例第9条第1項第2号に掲げる区域)	さとの区域 (条例第9条第1項第3号に掲げる区域)	まちな区域 (条例第9条第1項第4号に掲げる区域)	花と緑の交流区域 (条例第9条第2項に掲げる区域)																
森林の保全	<p>1 森林の保全 (1) 開発区域の面積に対して、原則として、次の表に掲げる割合以上の面積の森林が当該開発区域内に保全されていること。</p> <table border="1"> <tr> <td>開発区域の面積</td> <td>森林の面積の割合</td> </tr> <tr> <td>1.0ヘクタール以上</td> <td>50パーセント</td> </tr> <tr> <td>0.3ヘクタール以上 1.0ヘクタール未満</td> <td>40パーセント</td> </tr> <tr> <td>0.3ヘクタール未満</td> <td>30パーセント</td> </tr> </table> <p>(2) (1)の規定にかかわらず、特に淡路地域の住民の生活環境の改善又は生産活動の活性化に直接的に資すると認められる開発行為にあつては、原則として、開発区域の面積に対して30パーセント以上の面積の森林（開発区域の面積が1ヘクタール未満の場合は、森林以外の緑地を含む。）が当該開発区域内に確保されていること。</p>	開発区域の面積	森林の面積の割合	1.0ヘクタール以上	50パーセント	0.3ヘクタール以上 1.0ヘクタール未満	40パーセント	0.3ヘクタール未満	30パーセント	<p>2 森林の保全 (1) 開発区域内に現況森林が存在する場合にあっては、開発区域内に存在する現況森林の面積に対して、原則として、次の表に掲げる割合以上の面積の森林が当該開発区域内に保全されていること。</p> <table border="1"> <tr> <td>開発区域内に存在する現況森林の面積</td> <td>森林の面積の割合</td> </tr> <tr> <td>1.0ヘクタール以上</td> <td>40パーセント</td> </tr> <tr> <td>0.3ヘクタール以上 1.0ヘクタール未満</td> <td>30パーセント</td> </tr> <tr> <td>0.3ヘクタール未満</td> <td>20パーセント</td> </tr> </table> <p>(2) (1)の規定にかかわらず、特に淡路地域の住民の生活環境の改善又は生産活動の活性化に直接的に資すると認められる開発行為にあつては、原則として、開発区域内に存在する現況森林の面積に対して20パーセント以上（開発区域の面積が1ヘクタール未満の場合は、森林以外の緑地を含む。）の面積の森林が当該開発区域内に確保されていること。</p>	開発区域内に存在する現況森林の面積	森林の面積の割合	1.0ヘクタール以上	40パーセント	0.3ヘクタール以上 1.0ヘクタール未満	30パーセント	0.3ヘクタール未満	20パーセント		
開発区域の面積	森林の面積の割合																			
1.0ヘクタール以上	50パーセント																			
0.3ヘクタール以上 1.0ヘクタール未満	40パーセント																			
0.3ヘクタール未満	30パーセント																			
開発区域内に存在する現況森林の面積	森林の面積の割合																			
1.0ヘクタール以上	40パーセント																			
0.3ヘクタール以上 1.0ヘクタール未満	30パーセント																			
0.3ヘクタール未満	20パーセント																			
緑地の確保		<p>1 緑地の確保 開発区域の面積に対して、原則として、20パーセント以上の面積の緑地が当該開発区域内に確保されていること。</p>																		
景観構成要素の保全	<p>2 優れた景観の構成要素の保全 開発区域内に次に掲げる箇所が含まれる場合にあっては、原則として、当該箇所の地形及び植生が保全されていること。ただし、その改変が軽微で景観の形成に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>ア 独立峰の頂部、平野部又は水面に対して突出した尾根筋の突端部等視覚的に明確な地形を有するもののうち、優れた景観の構成要素となっている箇所 イ 連続した稜線のうち、周辺から遠望した場合に当該山系の輪郭線を構成している箇所 ウ 優れた樹容を有する樹木及び貴重な植生が存する箇所</p>	<p>3 優れた景観の構成要素の保全 開発区域内に次に掲げる箇所が含まれる場合にあっては、原則として、当該箇所の地形及び植生が保全されていること。ただし、その改変が軽微で景観の形成に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>ア 独立峰の頂部、平野部又は水面に対して突出した尾根筋の突端部等視覚的に明確な地形を有するもののうち、優れた景観の構成要素となっている箇所 イ 連続した稜線のうち、周辺から遠望した場合に当該山系の輪郭線を構成している箇所 ウ 優れた樹容を有する樹木及び貴重な植生が存する箇所</p>		<p>1 優れた景観の構成要素の保全 開発区域内に次に掲げる箇所が含まれる場合にあっては、原則として、当該箇所の地形及び植生が保全されていること。ただし、その改変が軽微で景観の形成に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>ア 独立峰の頂部、平野部又は水面に対して突出した尾根筋の突端部等視覚的に明確な地形を有するもののうち、優れた景観の構成要素となっている箇所 イ 連続した稜線のうち、周辺から遠望した場合に当該山系の輪郭線を構成している箇所 ウ 優れた樹容を有する樹木及び貴重な植生が存する箇所</p>																
建築物と緑地	<p>3 予定建築物等と緑地の配置 (1) 開発区域内の予定建築物等と緑地が一体となって調和した景観を形成するよう緑地が適切に配置されていること。 (2) 大規模な予定建築物等にあつては、航路、幹線道路、市街地等からみて相当の緑量を有する緑地がその前面に配置されていること。 (3) 宅地分譲に係る開発行為にあつては、建築後、一定の緑地が宅地内に確保されるよう宅地の規模及び形状が適切に計画されていること。</p>	<p>4 予定建築物等と緑地の配置 (1) 開発区域内の予定建築物等と緑地が一体となって調和した景観を形成するよう緑地が適切に配置されていること。 (2) 大規模な予定建築物等にあつては、航路、幹線道路、市街地等からみて相当の緑量を有する緑地がその前面に配置されていること。 (3) 宅地分譲に係る開発行為にあつては、建築後、一定の緑地が宅地内に確保されるよう宅地の規模及び形状が適切に計画されていること。</p>	<p>1 樹木の植栽等 開発区域内の予定建築物等と樹木が一体となって調和した景観を形成するよう適切な緑化に努めていること。特に大規模な予定建築物等にあつては航路、幹線道路等からみて、その前面に、相当な緑量を有する樹木の植栽による緑化に努めていること。</p>	<p>2 予定建築物等と緑地の配置 (1) 開発区域内の予定建築物等と緑地が一体となって調和した景観を形成するよう緑地が適切に配置されていること。 (2) 大規模な予定建築物等にあつては、航路、幹線道路、市街地等からみて相当の緑量を有する緑地がその前面に配置されていること。 (3) 宅地分譲に係る開発行為にあつては、建築後、一定の緑地が宅地内に確保されるよう宅地の規模及び形状が適切に計画されていること。</p>																

	森を生かす区域 (条例第9条第1項第2号に掲げる区域)	さとの区域 (条例第9条第1項第3号に掲げる区域)	まちの区域 (条例第9条第1項第4号に掲げる区域)	花と緑の交流区域 (条例第9条第2項に掲げる区域)																								
周辺緑地の確保	<p>4 周辺緑地 開発区域の境界に沿ってその内側には、原則として、次の表に掲げる幅員以上で周辺からの景観の形成に有効な緑地帯が配置されていること。ただし、緑地帯を配置することにより予定建築物等の使用に著しく支障がある箇所については、周辺からの景観の形成に有効な他の措置に代えることができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>開発区域の面積</th> <th>緑地帯の幅員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.0ヘクタール以上</td> <td>4メートル</td> </tr> <tr> <td>0.3ヘクタール以上 1.0ヘクタール未満</td> <td>3メートル</td> </tr> <tr> <td>0.3ヘクタール未満</td> <td>2メートル</td> </tr> </tbody> </table>	開発区域の面積	緑地帯の幅員	1.0ヘクタール以上	4メートル	0.3ヘクタール以上 1.0ヘクタール未満	3メートル	0.3ヘクタール未満	2メートル	<p>5 周辺緑地 開発区域の境界に沿ってその内側には、原則として、次の表に掲げる幅員以上で周辺からの景観の形成に有効な緑地帯が配置されていること。ただし、緑地帯を配置することにより予定建築物等の使用に著しく支障がある箇所については、周辺からの景観の形成に有効な他の措置に代えることができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>開発区域の面積</th> <th>緑地帯の幅員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.0ヘクタール以上</td> <td>4メートル</td> </tr> <tr> <td>0.3ヘクタール以上 1.0ヘクタール未満</td> <td>3メートル</td> </tr> <tr> <td>0.3ヘクタール未満</td> <td>2メートル</td> </tr> </tbody> </table>	開発区域の面積	緑地帯の幅員	1.0ヘクタール以上	4メートル	0.3ヘクタール以上 1.0ヘクタール未満	3メートル	0.3ヘクタール未満	2メートル	X	<p>3 周辺緑地 開発区域の境界に沿ってその内側には、原則として、次の表に掲げる幅員以上で周辺からの景観の形成に有効な緑地帯が配置されていること。ただし、緑地帯を配置することにより予定建築物等の使用に著しく支障がある箇所については、周辺からの景観の形成に有効な他の措置に代えることができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>開発区域の面積</th> <th>緑地帯の幅員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.0ヘクタール以上</td> <td>4メートル</td> </tr> <tr> <td>0.3ヘクタール以上 1.0ヘクタール未満</td> <td>3メートル</td> </tr> <tr> <td>0.3ヘクタール未満</td> <td>2メートル</td> </tr> </tbody> </table>	開発区域の面積	緑地帯の幅員	1.0ヘクタール以上	4メートル	0.3ヘクタール以上 1.0ヘクタール未満	3メートル	0.3ヘクタール未満	2メートル
開発区域の面積	緑地帯の幅員																											
1.0ヘクタール以上	4メートル																											
0.3ヘクタール以上 1.0ヘクタール未満	3メートル																											
0.3ヘクタール未満	2メートル																											
開発区域の面積	緑地帯の幅員																											
1.0ヘクタール以上	4メートル																											
0.3ヘクタール以上 1.0ヘクタール未満	3メートル																											
0.3ヘクタール未満	2メートル																											
開発区域の面積	緑地帯の幅員																											
1.0ヘクタール以上	4メートル																											
0.3ヘクタール以上 1.0ヘクタール未満	3メートル																											
0.3ヘクタール未満	2メートル																											
主要道路の沿道緑地	<p>5 主要道路の沿道緑地 開発区域内の主要道路の沿道には、景観の形成に有効な緑地帯が配置されていること。</p>	<p>6 主要道路の沿道緑地 開発区域内の主要道路の沿道には、景観の形成に有効な緑地帯が配置されていること。</p>	X	<p>4 主要道路の沿道緑地 開発区域内の主要道路の沿道には、景観の形成に有効な緑地帯が配置されていること。</p>																								
造成法面の緑化修景	<p>6 造成法面の緑化修景 開発行為によって生ずることとなる法面のうち、その傾斜度が15度以上のものにあつては、原則として、樹木を景観の形成に有効に配した緑化修景が行われていること。ただし、周辺から望見し得ない法面で景観の形成に支障がない場合は、この限りでない。</p>	<p>7 造成法面の緑化修景 開発行為によって生ずることとなる法面のうち、その傾斜度が15度以上のものにあつては、原則として、樹木を景観の形成に有効に配した緑化修景が行われていること。ただし、周辺から望見し得ない法面で景観の形成に支障がない場合は、この限りでない。</p>	<p>2 造成法面の緑化修景 開発行為によって生ずることとなる法面のうち、その傾斜度が15度以上のもので、かつ、周辺から容易に望見し得る法面にあつては、景観の形成に有効な緑化修景に努めていること。</p>	<p>5 造成法面の緑化修景 開発行為によって生ずることとなる法面のうち、その傾斜度が15度以上のものにあつては、原則として、樹木を景観の形成に有効に配した緑化修景が行われていること。ただし、周辺から望見し得ない法面で景観の形成に支障がない場合は、この限りでない。</p>																								
擁壁等の緑化修景	<p>7 擁壁等の緑化修景 開発行為によって生ずることとなる擁壁、排水施設等の工作物にあつては、原則として、周辺の景観と調和した仕上げ、前面植栽等の緑化修景が行われていること。</p>	<p>8 擁壁等の緑化修景 開発行為によって生ずることとなる擁壁、排水施設等の工作物にあつては、原則として、周辺の景観と調和した仕上げ、前面植栽等の緑化修景が行われていること。</p>	<p>3 擁壁等の緑化修景 開発行為によって生ずることとなる擁壁、排水施設等の工作物のうち、大規模なものにあつては、周辺の景観と調和した仕上げ、もしくは前面植栽等の緑化修景に努めていること。</p>	<p>6 擁壁等の緑化修景 開発行為によって生ずることとなる擁壁、排水施設等の工作物にあつては、原則として、周辺の景観と調和した仕上げ、前面植栽等の緑化修景が行われていること。</p>																								
駐車場等の緑化修景	<p>8 駐車場等の緑化修景 駐車場、グラウンド等広い平面を生ずる予定施設にあつては、その周囲等適切な箇所に植栽等の緑化修景が行われていること。</p>	<p>9 駐車場等の緑化修景 駐車場、グラウンド等広い平面を生ずる予定施設にあつては、その周囲等適切な箇所に植栽等の緑化修景が行われていること。</p>	<p>4 駐車場等の緑化修景 駐車場、グラウンド等広い平面を生ずる予定施設にあつては、適切な箇所に植栽を行う等の緑化修景に努めていること。</p>	<p>7 駐車場等の緑化修景 駐車場、グラウンド等広い平面を生ずる予定施設にあつては、その周囲等適切な箇所に植栽等の緑化修景が行われていること。</p>																								

※この基準において、「緑地」とは樹木、竹又は芝その他の地被植物の生育に供される土地をいい、「森林」とは「緑地」うち、樹木又は竹が集団して生育している土地をいう。